

事業継続計画

法人名	株式会社 KMK	事業所名	リハビリ DO
種別	通所介護		
代表者	山口 清美	管理者	山口 清美
所在地	埼玉県上尾市平塚 1061-9	電話番号	048-871-5982

I. 総論

1. 基本方針

当社は、以下の基本方針に基づき、緊急時における事業継続に向けた対応を行う。

チェック	基本方針
<input checked="" type="checkbox"/>	人命(職員・利用者)の安全を守る
<input checked="" type="checkbox"/>	サービスを維持する
<input checked="" type="checkbox"/>	利用者からの信用を守る
<input checked="" type="checkbox"/>	社会的責任を果たし、職員の雇用を守る
<input type="checkbox"/>	地域経済の活力を守る※不要
<input type="checkbox"/>	

2. 緊急時においても、自社で優先的に継続もしくは復旧させる商品・サービス(以下、重要商品という)は、以下のとおりである。

重要商品	通所介護
<p>①利用者の被災状況や処置の必要性などから検討し、介護の度合・介助の必要性に応じて対応順位を決める。</p> <p>対応の基本項目</p> <p>利用者状況の把握→身体状況や連絡先・主治医・生活状況等の情報を活用し、日頃から対応をシュミレーションし、対象者の絞り込みを行う。</p> <p>②従業員・利用者の安全を考慮し、サービスの休止・縮小を余儀なくされる場合も想定し、あらかじめその基準を定めておくと共に、利用者やその家族にも周知する。</p> <p>③最低限のサービスを継続しながら、早期の全面復旧を目指す。</p>	

II. 被害想定

I. ハザードマップ等の確認

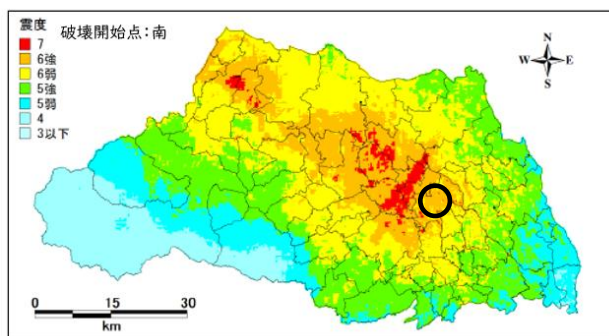
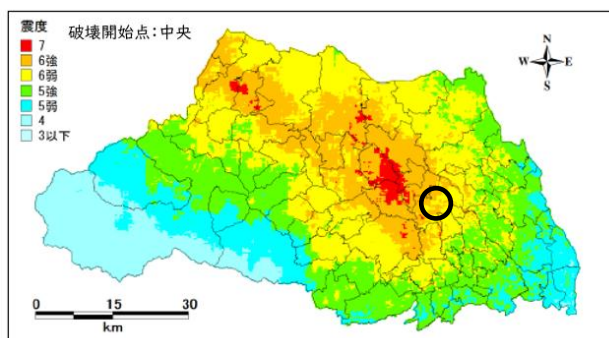
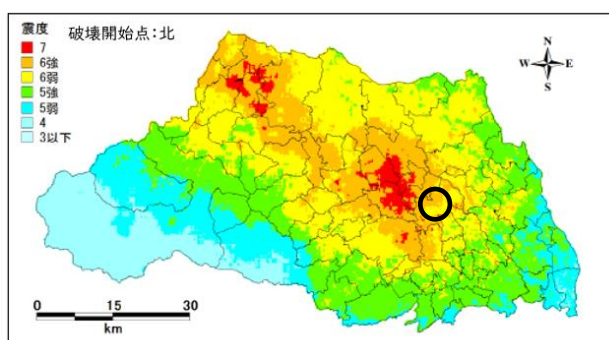
当社の事業拠点において、事業活動に影響を与えることが想定される自然災害は、下記の通りである。

◆リハビリDO(埼玉県上尾市平塚 1061-9)

○地震

- ・今後 30 年以内に関東平野北西縁断層帯地震(マグニチュード7.3)が発生する確率:70%
- ・液状化の可能性は極めて低い地域に入っている。(上尾市防災ガイドブックマップ参照)

震度分布図

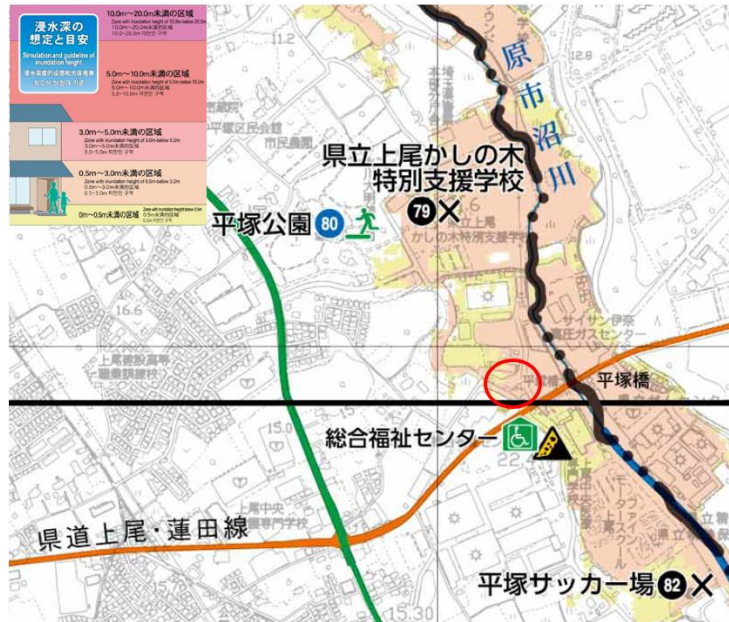


○風水害

- ・自治体想定最大規模が発生すると、建物1階部分が浸水する恐れのある地域(浸水深0.5~3.0m)に入っている。
- ・気候異変による線状降水帯・竜巻等のインシデントを研究し、利用者・職員の避難曲に特化した対策を検討する。

水害ハザードマップ

自治体提供のハザードマップは利根川、荒川、鴨川流域（鴨川含む）、江川、芝川・新芝川流域、中川流域のいずれかが氾濫した場合に発生する最大の浸水予想を記載している。



○感染症

当社の事業拠点は、埼玉県上尾市にあり、現状の感染症の感染状況等を踏まえると、感染症の影響が拡大し、感染者が全国各地で発生した場合、事業の継続に支障をきたす可能性がある。

利用者は一般人に比べ相対的に体力が弱い。また、業務の特性上、職員についても一般企業と比べ感染リスクが高い。更に、利用者間の感染経路が収束しなければ、再感染のリスクが高くなり、罹患者の隔離等に十分な配慮が必要である。

2. 被災想定

【自治体公表の被災想定】

想定地震: 関東平野北西縁断層帯地震

- ・震源: 東京湾北部 (震源域は右図参照)
- ・規模: マグニチュード7.3



(1) 交通被害(一般被害想定)

交通	被害想定
道路	各地で通行止め、3日後災害対策車両の優先通行。

鉄道	鉄道は運休。バスは2日後に運航再開(鉄道代行も含む)
----	----------------------------

従業員の帰宅困難の可能性。通行止め・公共交通機関運休になった場合、車通勤・電車通勤の従業員は、徒歩での通勤・帰宅になる。

(2)ライフライン(一般被害想定)

ライフライン	被害想定
上水道	発生直後に断水。3日後に自衛隊による給水。1か月後ようやく断水が5%に縮小する見込み。利用者の飲料水の確保が困難になる。
下水道	施設の下水に支障があった場合、排せ介助が困難になる。
電気	発生直後に市内全域で停電。24時間後には6割通電、3日後9割、5日後には停電解消。 電灯や暖房を代替できるものの提供が必要になる。また、PCを起動できない。
ガス	発生直後に供給停止。1か月後でも5割の復旧。 施設で供給停止が起きた場合、食事介助や入浴介助が困難になる。
通信	発生直後から輻射回避のため、通話制限が実施。 24時間後にパケット通信は復旧、通話支障も3日後には解消。通信に障害が起きた場合、従業員・利用者・利用者家族との連絡が取れず、サーバー・クラウド内のデータにアクセスできなくなる懸念がある。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	停電		復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	断水								
生活用水	断水								
ガス	供給停止								
公衆回線	不通(被災によっては早期の可能性有)				復旧	→	→	→	→
携帯電話	不通				復旧				
メール	不通	復旧	→	→	→	→	→	→	→

Ⅲ. 重要商品提供のための対策

Ⅰ. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

<優先する事業>

- (1) デイサービス
- (2) リハビリ・機能訓練
- (3) 送迎

<当座停止する事業>

- (1) 施設の被災状況によってはデイサービス、リハビリ・機能訓練、送迎を停止
- (2) 事業所内で集団感染が疑われる場合、リハビリ・機能訓練、デイサービス、送迎の停止も検討

※ 被災状況により上記サービスの提供に必要な人員及び設備の確認を行い、サービスの縮小・停止の判断を行う。

※ 縮小・停止を余儀なくされた場合には、安全確保を最優先としながらもサービス再開へ向けて復旧作業を実施する。

※ サービス利用者の中には独居の方がいるので全てのサービスを利用停止するのではなく、状況によって優先順位を設けて食事提供および排泄介助は継続する。※不要

(2) 優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
デイサービス	人	人	人	
食事の提供(非常食)	0人	2人	0人	
排泄の介助(トイレ)	2人	2人	2人	
入浴の介助(風呂・シャワー)	4人	0人	0人	
リハビリ・機能訓練	3人	3人	2人	
送迎	4人	0人	4人	

※状況により優先順位を設け必要なサービスを限定的に行う。

Ⅳ. 平常時の対応

Ⅰ. 建物・設備の安全対策

(1) 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物(柱)		※新耐震基準対応確認 (築年数) 18年(H17.6)
建物(壁)		※新耐震基準対応確認 (築年数) 18年(H17.6)
パソコン		デスクトップ 1台 ノート 2台
複合機	キャスター付きロック	1台
ルータ		1台
サーバ		なし
UPS		なし
サーバラック		なし
キャビネット	なし 対応検討	1本(金庫としても利用)
本棚	なし 対応検討	1本
金庫		なし

②情報収集・伝達

備蓄品目	設置場所	数量
テレビ・ラジオ		テレビ 2台 ラジオ 1台(ラジカセ)
インターネットに接続したPC・タブレット端末		デスクトップパソコン 1台 ノートパソコン 1台 ※2台中 1台接続なし タブレット 1台
電話・FAX		1台
携帯電話・スマートフォン		社用 7台 職員私物各自所有
電池・非常用電源		各種電池備蓄 (単 1,2,3,4) 各 10個以上常備 非常用電源 なし

③水害対策

浸水による危険性の確認	洪水ハザードマップにて確認済み (最大で3.0mまでの被害を想定)
外壁のひび割れ、欠損、膨らみはないか	なし

開口部の防水扉が正常に開閉できるか	防火扉なし
暴風による危険性の確認	確認
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	なし
屋根材や留め金具にひびや錆はないか	なし
窓ガラスに飛散防止フィルムは貼付しているか	あり
シャッターの二面化を実施しているか	シャッターなし
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	なし

(2)非常用備蓄

①防災備蓄

帰宅困難となった従業員・利用者のライフライン確保を想定し、防災備蓄（原則 3 日分）を準備する。

備蓄品目	内容	数量
水	ペットボトル入り飲料水(500ml、2L) ウォーターサーバー	2L×12本(常駐職員6人 +常駐利用者20人)
食料	保存食	なし 今後検討 3日分(職員6人+利用者 20人)
防寒具	毛布、寝袋	あり
トイレ	簡易トイレ・消臭固形剤	なし 今後検討
衛生用品	オムツ、パット、生理用品	あり
保冷剤		あり
懐中電灯		あり 今後拡充
乾電池		あり
名簿	カルテ(利用者)、労働者名簿(職員)	カルテ:ほのぼの mini2 (クラウド)
避難ルートマップ		あり
救急用品	外傷用傷薬、包帯、絆創膏、三角巾等	あり
移動用車両		社用車 6台

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

②感染症対策備蓄

備蓄品目	内容	数量
マスク		常備
マスク(小さめ)		常備
体温計		常備
体温計(非接触型)		常備
ゴム手袋 S		常備

ゴム手袋 M		常備
ゴム手袋 L		常備
フェイスシールド		常備
使い捨てエプロン 長袖		常備
使い捨てエプロン 袖無		常備
キャップ		常備
シューズカバー		常備
消毒用アルコール		常備
エタノール原液		常備
パルスオキシメーター		常備

次回 6 月 15 日ご面談時は、上述の「水色」部分のご確認・ご検討後、以下「(3) ライフライン停止に対する対策」より開始予定です。ご一読いただき、内容・現状等のご確認・ご検討の程よろしくお願ひします。

※ご確認・ご検討事項及びご要望などにつきまして、本データに直接書き込んでご返信いただひて構ひません。

(3) ライフライン停止に対する対策

①電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機または代替策
情報機器:PC、インターネット	現状モバイルバッテリー等
家電:冷蔵庫	保冷剤(アイスノン常備)
照明:照明	懐中電灯、乾電池
暖房:エアコン	毛布

②ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機または代替策
調理器具:ガスコンロ	カセットコンロ、ガスボンベ
給湯設備:給湯器	やかん・鍋及びカセットコンロで代用

③水道が止まった場合の対策

飲料水

(常駐職員 6 名+常駐利用者(定員)20 名)×3 日分 9 ㍓(1 日 3 ㍓)を確保しておき、保存期間に留意する。

ペットボトル、ウォーターサーバーにて確保しておく。

検討事項:ペットボトル種別、ペットボトル・ウォーターサーバー在庫の割合
→ウォーターサーバー 18 リットルを 3 本常備

生活用水

「トイレ」は簡易トイレの使用、「食事」は紙皿・紙コップの使用、「入浴」は清拭で対応し、生活用水を削減する。給水車から給水を受けられるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備する。

④通信が麻痺した場合の対策

固定電話 1台

事業所のスマートフォン(ガラケー) 5台

職員全員の携帯 各 1台(メール、LINE、グループLINEの利用状況等確認)

モバイルバッテリー

手回しバッテリー

災害伝言ダイヤル171の利用を今後検討

ファイブゼロジャパンの使用

(災害時に被災者等がインターネットに接続できるよう通信事業者等が公衆無線LANのアクセスポイントを無料で開放する「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン)が実施される。)

被災後に電話(携帯を含む)が使用できなくなることを前提に「NTT171(災害伝言ダイヤル)」を活用し、自らが安否の確認を積極的に行う。安否報告に支点を置き、平時に171の使用講習会等を開催する。

⑤システムが停止した場合の対策

1. 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策

① モバイルバッテリーにより電力供給

② モバイルバッテリーが利用不可能な場合は、手書きによる。

2. 浸水リスクが想定される(1階)には、サーバ等は置かない。

※検討事項:IF建のため被害想定3m以上の設置箇所の確認、代替案(クラウド等)検討

3. データ類の喪失に備えて、毎日、最新データにバックアップを行う。

4. いざという時に持ち出す重要書類は、下記の通り。

利用者名簿(カルテ)、緊急連絡網、本BCP ※利用者情報:ほのぼの mini2(クラウド)

※検討事項:持ち出し書類の選択、紙出力の有無

システムが停止する原因として、内部要因と外部要因がある。内部要因はアクセスの過剰な集中、サイバー攻撃、自然災害の被災が、外部要因として人為的ミス、ソフトウェア不具合、ハードウェア障害がある。システム停止によるBCPを発令するケースでは内部要因によるシステム停止を対象とするが、対策は次のとおりである。

システム対策

項目	対策
----	----

①サイバー攻撃	システム保守ベンダーやセキュリティの専門家に相談する
②アクセス集中	負荷の軽減(クラウドの活用等)
③自然災害	システム周辺の安全を確認し、ストレージ、ネットワーク機器、パソコンの点検を対応する。浸水等ではシステムを休止させ、階上へ異動させ点検し、再稼働させる不可能な場合に再稼働見送り、保守ベンダー業者へ修理を依頼する。
④人為的ミス	操作手順や作業手順のミスなどが原因ですが、早めにシステム保守ベンダーに原因特定を依頼する。
⑤ハードウェアの故障	ハードディスクの劣化が原因の場合が多く、復帰が不可能なケースが大半であり、日常のバックアップが重要である。

⑥衛生面(トイレ等)の対策

トイレ対策

【利用者】

1. 簡易トイレを備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。
 - (2) 排泄物や使用済みのオムツなど保管する場所を決める。

【職員】

1. 利用者用とは別に、職員用の簡易トイレ(仮設トイレ)、生理用品を備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレ(仮設トイレ)を所定の箇所に設置する。
3. その他利用者に準ずる。

汚物対策

汚物収集用ペールのビニール袋を二重にし、業者の収集開始まで保管する、但し、取り扱い時にはゴム手袋・N95 防護マスクを使用する。

⑦資金手当て

1. 地震保険 未加入
 2. 火災保険 加入済み 保険会社: **あいおいニッセイ同和損保**
 3. 手元金
- ※会社財務状況として 1~2 カ月分の従業員給与及び家賃等必要経費の確保はできている。

(4) 感染症対策

①感染防止に向けた取組の実施

ア. 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)の収集

地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否か、居住する自治体の情報を参考にすることも踏まえて、予防に取り組む。感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進める。

なお、パンデミック等で混沌とした状況になった際、デマ等の情報が混同しやすいマスコミ情報を避け、国立感染症研究所（NID）のホームページからの情報取得を行う。

イ. 基本的な感染症対策の徹底

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意する。

日常生活での密閉・密集・密室の「三密」を避け、利用者の介護・看護時の手洗いとうがいの徹底、業務時の防護衣や不織衣白衣を使用する。施設内でクラスターが発生した場合にはN95防護マスクを使用し、感染対策を万全とする。

仮に、職員が罹患した場合には、施設の管理者へ状況を電話で報告し、保健所等の指示を受け自宅や指定隔離施設で隔離する。

施設利用者が発症あるいは疑似感染が疑われる症状が発症した場合には、共有スペースの閉鎖、デイサービスの休止の検討を行う。パンデミック状態となり大量の罹患者がいる場合、入院は困難であるので、施設内の隔離を行い、換気や消毒を徹底する。

ウ. 職員・利用者の体調管理

職員・利用者は毎日検温を行い、体温・体調チェックリストのチェック項目によって体調管理を行う。職員は出勤前に各自でチェックし、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない。

《チェック項目》

- 体温が 37.5 度以下である
- 鼻水、せき、くしゃみ、全身倦怠感、下痢、嘔吐、咽頭痛、関節痛、味覚・聴覚障害等の症状の有無

エ. 事業所内出入り者の記録管理

来所者に対しては立ち入り時に非接触型体温計で検温を行い、体温が 37.5 度を越える場合は立ち入りをご遠慮いただく。37.5 度以下の場合は、日時、企業名、氏名、訪問先、検温結果を来所者立ち入り時体温チェックリストに記入する。

V. 緊急時の対応

1. BCP発動基準

【BCP発令の判断基準】	
(下記項目の内、該当項目を検査し判断基準とする。)	
①	地震や水害等で、施設や事業所が所在する市町村に大規模な被災がある。
②	地震や水害等で利用者の訪問先の道路インフラ等が被災し、デイサービスや送迎等の業務に多大な支障が発生している。
③	地震や水害等で、県下で大きな災害発生し福祉避難所の開設が必要である。
④	地震や水害等で役員・職員、職員家族が被災している。
⑤	施設や事業所の信用を損なう事件で、運営に著しい障害があると判断される場合
⑥	施設で火災が発生し、施設や設備が焼失・焼損した場合
⑦	施設で刑法に抵触する犯罪行為があり、警察による捜査が行われる場合
⑧	著しく、施設の信用を損じるような事件事故が発生した場合
⑨	海外でパンデミックとなった感染症の発症が国内で確認され、国等において緊急事態宣言等が発出された場合

2. 行動基準

(1) 災害時職員行動基準	
基本指針	対応
① 災害時の基本綱領	(1) 災害時施設に勤務する場合には「利用者の避難と自らの安全を確保する。」
	(2) 災害時自宅にあつては「自らと家族の安全」を最優先に考え行動する。
② 災害時の基本行動	(1) 自らの安全を確保する
	(2) 171(災害伝言ダイヤル)やLINEを使用して安否確認情報を連絡する
	(3) 現時点の状況(位置・被災状況・ケガ等の有無)を上司へ報告する。
	(4) 通勤や送迎時で自動車を運転中は、安全な場所へ移動する。
	(5) 緊急時の救助等を積極的に対応する。
(2) 感染症行動基準	
○ 感染症(1類~2類・インフルエンザ)	
施設内の感染は、短時間で施設内に蔓延するので、感染報告を受けた時点で消毒等の対策を実施する。	
なお、感染を隠蔽すると職員やデイサービス利用者からの感染が広がることもあり、職員へ情報を提供し、出入り業者へも注意を喚起する。定期的に、感染症の初期症状(疑似を含む)等の研修会を開催する。	

① 職員・利用者の疑似感染や感染の確認時

発症等	情報共有・報告	即対応
A, 感染症が疑われる者確認	<p>【急務事項:速やかに施設長等へ報告】</p> <p>(1) 施設長は職員会議を開催する。</p> <p>(2) 感染症予防法上、1類2類で保健所への報告が義務づけてあれば報告・指示を受ける</p> <p>(3) 発生状況を主治医へ報告、指示を受ける。</p>	<p>【急務事項:消毒等】</p> <p>➡ 通所介護等関連事業の中止・休止措置</p> <p>➡ 共有スペースの消毒</p> <p>➡ 職員は控室・職員トイレ等の消毒</p> <p>➡ 保健所の指示対応</p> <p>➡ 検査の実施</p>
B, 感染者が確認された場合	<p>【急務事項:情報共有・報告】</p> <p>(1) 施設長は職員会議を開催する。</p> <p>(2) 感染症予防法上、1類2類で保健所への報告が義務づけてあれば報告・指示を受ける</p> <p>(3) 発生状況を主治医へ報告指示を受ける。</p>	<p>【急務事項:消毒等】</p> <p>➡ 全館をくまなく消毒する。</p> <p>➡ 保健所の対応指示の確認と施行</p>
	<p>(1) 利用者家族への報告 (疑似感染も感染の場合も必ず報告する)</p>	<p>➡ 患者発生の状況を利用者家族へ伝える。</p> <p>➡ 利用者全員の検査・健康チェック</p>
C, 濃厚接触	<p>【職員】</p> <p>(1) 自宅待機を行い保健所の指示に従い健康観察</p> <p>(2) 濃厚接触者の長時間滞在した場所を換気、消毒、清掃</p>	
	<p>【利用者】</p> <p>(1) 部屋の換気を充分に対応</p> <p>(2) 職員は介護業務従事には手袋とサージカルマスクを使用</p> <p>(3) ケアの開始・終了時には手指を完璧に消毒</p> <p>(4) 有症状者にはリハビリテーションは実施しない。</p>	

②職員が濃厚接触者・感染者となった場合の対応(全ての3類以上の感染症)

➡ 職員の家族への感染が確認され検査の結果「陽性」となった場合の措置

- (1) 事業所への連絡 責任者へ状況報告を行い、休暇とする
- (2) 検査機関(医療機関)で検査を行い「陽性」の場合は罹患者として措置する。
- (3) 上記の措置後、陰性であっても国の定めた期間内の自宅待機を行う。

➡ 職員が感染者となった場合の対応(全て3類以上の感染症)

- (1) おかしいと気づいた日の早い時間に検査機関(病医院)で検査・診療を受け、結果を責任者へ報告する。
- (2) 報告を受けた、責任者は事業所内で概要を説明し、濃厚接触と疑われる職員の感染検査を行う。
- (3) 当該職員との濃厚接触となった利用者にも発生状況を報告し、検査機関での検査を依頼する。

- (4) 上記お対応が完了した時点で管轄保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (5) 職員や利用者への感染が確認された場合には、再度、管轄保健所へ連絡し、クラスターであるかの確認を行う。
- (6) クラスターの有無に関わらず、第 3 者への罹患が確認された時点で事業所を一定期間休止する。

ケアの実施内容・実施方法の確認

(1) 食事の介助等

- ➡ 食事介助は、各個室で行う。
- ➡ 食事前に利用者は石けんと流水による手洗いを実施する。
- ➡ 食器は使い捨て容器を使用するか、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄ができる自動食器洗浄機を使用する。
- ➡ まな板、ふきんは、洗剤で洗い、熱水消毒するか、塩素系殺菌剤（次亜塩素酸ナトリウム液等）に浸して洗浄する。

(2) 排泄の介助等

- ➡ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れなくとも、手袋とサージカルマスク、使い捨ての袖付きエプロンを着用。
- ➡ 使用済みおむつ等の感染廃棄物の処理は、十分な感染防止対策を講じる。

3. 対応体制

役職		氏名	連絡先
法人代表	総括指示者	山口 清美	
責任者	情報連絡	田中 佐保	
補助	装備品等準備	星野 美子	
補助	避難誘導	松本 由美子	

□役割分担

担当役職名	対策本部における職務(権限・役割)	
法人代表	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
責任者	事務長 (責任者)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係部署への指示
補助	事務 メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務長のサポート ・係部署との窓口
補助	事務 メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務長のサポート ・係部署との窓口

4. 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

第1候補場所	第2候補場所
総合福祉センター(100m)	上尾市立東小学校 (2,200m)

<ご参考>総合福祉センター(100m)、上尾私立東町小学校(1700m)

5. 安否確認

以下、地震や水害に被災した場合の施設の全体的な安否不明者の捜索である。なお、72時間を経過し、安否未確認であれば、生存確率は数パーセントとなるので、消息不明として対応し、捜索にあたる警察・消防及び市町村と連携をしながら、対応する。

その際に、職員等にPTSD(Post Traumatic Stress Disorder)の症状が発症することがあるので、発症があれば精神科医へ相談する。

安否確認

(1) 安否確認の手順(発災～48時間以内)

- ↓ F1 利用者の安否確認 ※F1、F2は同時進行
- ↓ F2 職員・職員家族の安否確認
- ↓ F3 利用者・職員・職員家族の安否不明者リストアップ
- ↓ F4 利用者家族への安否不明の連絡

(2) 職員の安否不明の確認

- ↓ F1 災害伝言ダイヤル171の確認(公衆回線が使用できる箇所)
- ↓ F2 市町村災害担当課へ安否不明者住所地の被災状況確認
- ↓ F3 市町村役場への安否不明者の協議
- ↓ F4 警察・消防署への安否不明者の確認

(3) 利用者安否不明の確認

- ↓ F1 利用者自宅への訪問(経路の安全が確認されている条件下)
 - ↓ F1 利用者居住地区長・民生委員等の確認
- ↓ F2 市町村担当課での確認
- ↓ F3 事業責任者への状況報告
- ↓ F4 利用者家族への状況報告を行い、生死確認時点での報告以来

(3) 安否不明者の対応(発災後経過時間別)

- ↓ F1 電話による安否確認(8時間)
- ↓ F2 市町村消防署関係機関相談(12時間)
- ↓ F3 警察・消防へ捜索状況確認(16時間)

72時間経過

- ➡ 72時間を経過して職員・職員家族の場合には統括責任者が全職員に状況を報告し、今後の対応を協議する。

災害関連死

災害に起因し、職員が死傷した場合、死亡のケースでは葬儀、葬儀後の家族への対応等、施設長をリーダーに最善を尽くす。また、家族(配偶者、子、孫、本人両親)が災害関連死した場合には、勤務体制への配慮等最善を尽くす。

被災(家屋)

災害に起因し、職員の住宅が被災した場合、施設は被災者住宅や仮設住宅、みなし仮設の生活を考慮し、生活再建に必要な被災後6週間の勤務を緩和し対応する。また、本人の希望を確認し、職員間の相互扶助(募金や家電等の提供)を対応する。

6. 職員の参集基準

1. 震度 6 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。
2. 自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集はしなくてよい。

7. 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所		
避難方法	徒歩	徒歩

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	上尾市立東小学校 (2,200m)	平塚公園(600m)
避難方法	徒歩 分 車 分	徒歩 分 車 分

<ご参考>総合福祉センター(100m)、上尾市サッカー場(400m)

8. 職員の管理

(1) 休憩・宿泊場所

特に定めない

(2) 休憩・宿泊場所

特に定めない

9. 復旧対応

(1) 破損箇所の確認

<建物・設備の被害点検シート>

	対象	状況(いずれかに○)	対応事項/特記事項
備 建 物 ・ 設	躯体被害	重大 / 軽微 / 問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能 / 利用不可	

	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	...		
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	その他、順次更新		

(2)業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容

(3)情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

情報発信にあたっては、代表を含む複数の管理者による合議を踏まえて行う。
発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

10. 他施設との連携

(1)連携体制の構築

連絡先一覧を作成しておく。緊急時には連携がスムーズに実施できるように、日頃から情報交換を行い、体制を整える。

医療関連に関し、嘱託医等の相互関係の医療機関が被災し、一時的に往診等の医療対応が困難な場合の対応を検討し、応援が可能な医療機関と平常時での対応を強化する。(嘱託医と協力医との情報共有等)

利用者の住居地区の区長・民生委員と、災害発生時の対応に関し区役所の担当者を交えて対応を検討し、協力体制を構築する。

(2)地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】なし

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】なし

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
上尾市役所 高齢介護課 高齢者福祉担当	048-775-5124	
上尾市役所 高齢介護課 地域支援担当	048-775-4190	
上尾市医師会在宅医療連携 支援センター	048-615-0020	
上尾市上尾東地域包括支援 センター	048-778-4800	
上尾市社会福祉協議会	048-773-7155	

(3)連携対応

避難所、救護所を地図で確認しておき、避難場所（”7.施設内外での避難場所・避難方法で定めた”）を利用者に予め知らせる。

地域で防災会議や防災訓練などが開催される場合は積極的に参加し、災害発生時、情報収集、救援物資の供給等の支援が受けられるように、行政に災害発生時の連携内容・方法を打ち合わせる。

利用者の主治医の連絡先を複数確認してチェックリストを作成する。

11. 地域との連携

(1)被災時の職員の派遣

災害対策委員会で、今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

福祉避難所の指定

警戒レベル 3 高齢者等避難

福祉避難所開設の事前準備

災害対策委員会で、今後検討する。

VI. BCP の運用

1. 研修・訓練の実施

「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。

年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。

2. BCPの検証・見直し

本BCPは、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に、災害対策委員会で協議し、見直しを行う。

見直したBCPは、委員長の決裁を経て、職員に周知する。

災害対策委員会は、職員からBCPについて改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

※検討事項:具体的な研修・訓練・見直しの実施時期の設定・明記有無

改訂履歷

2023年4月21日 作成